

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 の公布について

気水第23号

平成21年5月1日

本県の環境行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成21年5月1日付けで、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（神奈川県規則第49号）を公布しましたので通知します。

1 改正理由

(1) 日本標準産業分類の公示に伴う改正関係（第5条第2号、第36条第1項第1号）

統計法（平成19年法律第53号）の平成21年4月からの全面施行に伴い、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（昭和26年政令第127号）が廃止されることとなり、「統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件」（平成21年総務省告示第175号）が告示され、日本標準産業分類が統計基準として定められた。

この告示により、県条例施行規則第5条第2号で引用する平成19年総務省告示第168号が平成21年3月31日をもって廃止されることとなったため、所要の改正を行う。

(2) 所要の改正関係（第68条第2項、別表第1、別表第9、第1号様式、第6号様式）

県条例及び県条例施行規則を改正した際に、条項ずれ等が生じた箇所について、所要の改正を行う。

2 施行日

この規則は、公布の日から施行する。